

《森林整備工事入札参加資格審査に関する留意事項》

静岡県が発注する、治山事業における森林整備工事に係る入札に参加を希望される方は、別に定める森林整備工事入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)にて申請を行ってください。

なお、申請書および添付書類は、森林整備工事入札参加資格者名簿の登載、入札の指名及び契約等の基礎資料としますので、下記に定めるとおり誤りや記入漏れがないよう正確に作成してください。

提出書類に、虚偽の事項を故意に記載した場合は、入札参加資格を取り消します。

また、申請書を受理した後、審査の結果「森林整備工事入札参加資格者名簿」(以下「名簿」という。)に登載しますが、これによって直ちに発注又は入札の指名があるということではありませんので、御留意願います。

1 申請方法、提出時期等

(1) 審査に係る申請は次のとおりとします。

対象者	提出時期	提出先等
新規に審査を申請する者	随時受付	静岡県庁(表1)へ郵送又は、電子申請システムにより申請
入札参加資格を更新する者	西暦奇数年の3月1日から3月15日までの間	静岡県庁(表1)へ郵送又は、電子申請システムにより申請

(2) 提出場所

機関名	住所
静岡県 経済産業部 森林・林業局 森林保全課 治山班	静岡市葵区追手町9-6 東館13階

2 提出部数

提出部数は、1部とします。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、次の資格審査が行われる年の3月31日までとします。

なお、有効期間の更新は、次の資格審査において行うものとします。

4 提出書類

提出書類は、次に掲げるものとします。

なお、写しを提出する場合には、原寸大に近い大きさかつ鮮明であるものとしてください。

提出書類名	摘要
森林整備工事入札参加資格 審査申請書	申請書の代表者印は、押印を省略する。
森の力再生事業実績を示す 書類(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画認定事業体にあつては、<u>提出不要</u> ・ なお、実績として認めるものは、<u>申請日の属する年度から過去15か年度の完成工事とする。</u>
静岡県が発注する森林整備工事の 実績を示す書類 (写し)	実績として認めるものは、 <u>申請日の属する年度から過去15か年度の完成工事とする。</u>
森林施業関係専門技術者資格認定 書(写し)	専門技術者を雇用していることが分かる書類の写しを提出
施工管理関係専門技術者資格認定 書(写し)	専門技術者を雇用していることが分かる書類の写しを提出
林業退職金共済制度、中小企業退 職金共済制度、又はその他退職金 共済制度の証明書(写し)	いずれかの書類について、写しを提出
最近1か年における県税について 滞納及び未納のないことを証明す る納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県財務事務所が発行したもの ・ 発行日が申請日の直近3か月以内のもの ・ 写しでも可
消費税及地方消費税について滞納 及び未納のないことを証する納税 証明書 (その3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署が発行したもの ・ 発行日が申請日の直近3か月以内のもの ・ 写しでも可
法人にあつては履歴事項全部証明 書、個人にあつては身分(身元)証 明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書、身分(身元)証明書は写しでも可 ・ 発行日が申請日の直近3か月以内のもの
申請直前の事業年度の決算関係証 明書類(法人にあつては貸借対照 表及び損益計算書、個人にあつて は所得税の確定申告書(写し)	決算関係証明書類は、写しを提出
営業に関し許認可等を必要とする 場合は、当該許認可等を得ている 証拠書類(写し)	証拠書類は、写しを提出
暴力団と関係ない旨及び労働環境 の整備等に関する法令を遵守する ことを誓約する誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者印は、押印を省略する。 ・ 住所、商号又は名称、代表者名などの記入欄は 自著とする。

5 入札参加資格審査申請要件

治山事業における、森林整備工事の入札に参加を希望する者が、資格審査の申請をする場合の要件は、次の各号のすべてを満たす必要があります。

競争入札に参加する者に必要な資格(昭和39年4月1日告示第220号) 抜粋

- (1) 施行令第167条の4(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。ただし、第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第3項により知事が認定した者(以下第6において「認定事業体」という。)又はこれに準ずる者として知事が認めるものであること。
- (3) 次の専門技術者を雇用している者であること。
 - ア 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項に基づく林業普及指導員資格試験(森林法の一部を改正する法律(平成16年3月31日法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項に基づく林業改良指導員資格試験を含む。)に合格した者、知事が認定した林業作業士及び一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士又はこれらと同等以上の能力と経験を有する、森林施業関係専門技術者を1名以上雇用している者であること。(「これらと同等以上の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、森林整備工事に関し13年以上実務の経験を有する者及び学校教育法による高等学校を卒業した後、森林整備工事に関し17年以上実務の経験を有する者をいう。)
 - イ 建設業法施行令第27条の8に基づく土木施工管理技士及び造園施工管理技士又はこれらと同等以上の能力と経験を有する、施工管理関係専門技術者を1名以上雇用している者であること。(「これらと同等以上の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、施工管理業務に関し3年以上実務の経験を有する者及び学校教育法による高等学校を卒業した後、施工管理業務に関し5年以上実務の経験を有する者をいう。)
- (4) 勤労者退職金共済機構の実施する「林業退職金共済制度」、「中小企業退職金共済制度」のいずれか又はこれらと同等程度の退職金共済制度に加入している者であること。

- (5) 県税(法人の県民税、事業税及び軽油引取税に限る。)について、未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がない者であること。
- (6) 県内に主たる事業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について、未納税額(徴収猶予に係るものを除く。)がない者であること。
- (7) 法令等による処分を受け、その処分が終了又は改善されていない者でないこと。
- (8) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 その他注意事項

- (1) 申請書中の第2(2) 森林整備工事に関する資格保有者と経験年数の項目について、①森林施業関係にあつては、ア～エ、②施工管理関係にあつては、ア～ウのいずれかに該当していることを確認して下さい。
- (2) 証明書類の写しによる代用
添付書類のうち、官公署が行った証明書類については、複写機等を使用して複写したもので、ほぼ原寸大でありかつ鮮明である場合に限り、写しでも差し支えありません。
- (3) 県税の未納がないことの証明
県税について、滞納及び未納がないことを証明する納税証明書は、徴収猶予を受けていない場合には、静岡県税賦課徴収規則様式第103号を、徴収猶予を受けている場合には、静岡県税賦課徴収規則様式第102号を提出してください。
- (4) 納税証明書の交付請求
納税証明書を財務事務所へ交付請求する際には、以下について御注意くださ

い。

- ① 各財務事務所において納付の確認ができるようになるまで2週間程度要する
場合があるため、納税証明書の請求日15日以内に納税された場合は、領収証書
を持参すること。
- ② 法人事業税、法人県民税の申告書提出後1～2週間以内に交付請求する場
合、申告書の確認事務等があるため通常より発行に時間を要すること。

(5) 記載事項の変更

資格の認定を受けた者が、次の事項に該当、もしくは変更があったときは、速
やかにその旨を届け出てください。

① 廃業等の届出

- ア 死亡したとき その相続人
- イ 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- ウ 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- エ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- オ 廃業したとき 本人又は役員

② 変更の届出

- ア 商号又は名称
- イ 住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス
- ウ 法人にあっては代表者の役職名及び氏名、個人にあっては代表者の氏名
- エ 組織(有限会社から株式会社への変更等)